

令和 8 年 4 月 1 日

お客様 各位

株式会社パイン総合研究所
コンサルティンググループ

労務相談定期レポート

弊社コンサルティンググループでは、年間約 500 件の労務相談に対応しています。以下、令和 7 年度、第 4 四半期に各企業様から寄せられた労務相談について、集計結果と最近の相談傾向等に関するレポートをお送りします。

1. レポート対象期間 令和 8 年 1 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

2. 相談内容

第 4 四半期（令和 8 年 1 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日）において、相談件数は 113 件ありました。特に多くいただいた相談内容は、下記のとおりになります。

No.	項目	割合
1	労働時間・休日・休暇	23.9%
2	社会保険	14.2%
3	退職・解雇	9.7%
4	定年・再雇用	8.0%
5	賃金（賞与・退職金含む）	7.1%

3. 直近のご相談傾向

第 4 四半期は、年度末を控え、退職・解雇、定年・再雇用のお問合せが多くございました。

定年を 60 歳に定めている企業は多いのですが、実際の定年退職日は各企業によって異なります。その中でも「誕生日が属する年度の末日」つまり 3/31 を実際の定年退職日と定めている企業が多いので、ご相談も多くいただいたと考えています。また、退職手続きに関連した社会保険に関するお問合せが多かったのも第 4 四半期の特徴であったと感じています。

また、新年度を迎えるにあたり、就業規則の見直し・改定を図りたいということで、労務相談顧問契約とは別に特別業務依頼という形で、現行就業規則のリーガルチェックをご依頼いただいた企業様も数多くございました。

同時に、4/1 付で 36 協定を締結されている企業様も多いようで、36 協定の代行届出業務も数多くご依頼いただきました。ご存じのとおり、36 協定の届出は毎年更新・事業場毎ですので、支社・支店等が多い企業様は手続きが煩雑ですので、弊社がお手伝いさせていただきます。是非お声掛けください。

昨年の 4 月は育児介護休業法の大幅な改正がありましたので、人事総務担当者の方は、その法改正対応にかなり時間を費やしたのではとお察しします。この 4 月は、すぐさま就業規則を変更しなければならないような法改正はございません。とはいえ、適宜準備・対応をすすめていかなければならない案件は引き続きございますので、定期訪問の中でご案内差し上げていきたいと存じます。

お取引先様には、新年度のスタートが滞りなく進みますようアドバイス、サポートさせていただく所存ですので、引き続き弊社コンサルティンググループをお気軽にご活用くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。

以上